

令和7年第2回北名古屋水道企業団議会定例会が令和7年8月22日に開催され、水道料金値上げに関する条例が可決されました。ご理解とご協力をお願いいたします。

令和8年4月1日 から

水道料金 値上げ改定

基本料金 一律 +200円/月

従量料金 一律 +13円/m³

基本料金 (1カ月あたり・税抜)

口径	改定前
13ミリ	600 円
20ミリ	1,800 円
25ミリ	3,400 円
30ミリ	5,400 円
40ミリ	9,700 円
50ミリ	18,300 円
75ミリ	37,400 円
100ミリ	64,000 円
150ミリ	147,000 円

+200円



改定後
800 円
2,000 円
3,600 円
5,600 円
9,900 円
18,500 円
37,600 円
64,200 円
147,200 円

従量料金 (1カ月あたり・税抜)

水量区分 (m ³)	改定前
1～10	70 円
11～30	130 円
31～50	180 円
51～100	220 円
101～	250 円
特別栓(1m ³ につき)	340 円

+13円



改定後
83 円
143 円
193 円
233 円
263 円
353 円

平均改定率 14.1%
 基本料金配分率 27.9% → 30.2%
 従量料金配分率 72.1% → 69.8%
 逓増度指数 3.57 → 3.16



北名古屋水道企業団 水道料金改定について

前ページでは条例で定められた1カ月分の水道料金を表示しておりますが、
このページでは実際にお客様にお支払い頂く **2カ月分の水道料金を税込み**で表示しております。

一般家庭における水道料金の比較（2カ月あたり・税込）

下記以外の使用水量及びメーター口径25ミリ以上については企業団ホームページでご覧いただけます。

メーター口径 13 ミリ							
使用水量	改定前	改定後	値上額	使用水量	改定前	改定後	値上額
10m ³	2,090 円	2,673 円	583 円	60m ³	8,580 円	9,878 円	1,298 円
20m ³	2,860 円	3,586 円	726 円	70m ³	10,560 円	12,001 円	1,441 円
30m ³	4,290 円	5,159 円	869 円	80m ³	12,540 円	14,124 円	1,584 円
40m ³	5,720 円	6,732 円	1,012 円	90m ³	14,520 円	16,247 円	1,727 円
50m ³	7,150 円	8,305 円	1,155 円	100m ³	16,500 円	18,370 円	1,870 円

メーター口径 20 ミリ							
使用水量	改定前	改定後	値上額	使用水量	改定前	改定後	値上額
10m ³	4,730 円	5,313 円	583 円	60m ³	11,220 円	12,518 円	1,298 円
20m ³	5,500 円	6,226 円	726 円	70m ³	13,200 円	14,641 円	1,441 円
30m ³	6,930 円	7,799 円	869 円	80m ³	15,180 円	16,764 円	1,584 円
40m ³	8,360 円	9,372 円	1,012 円	90m ³	17,160 円	18,887 円	1,727 円
50m ³	9,790 円	10,945 円	1,155 円	100m ³	19,140 円	21,010 円	1,870 円

世帯人数	使用水量 (目安)※
1人	16.2m ³
2人	29.8m ³
3人	39.8m ³
4人	46.2m ³
5人	55.6m ³

※使用水量（目安）は東京都水道局が令和2年に行った実態調査数値を引用しております。（2カ月分）

水道メーターの口径と使用水量を入力することで、
新旧の料金を比較して頂くことができます。
(別ウインドウ)

クリック！



[水道料金
新旧比較](#)
外部リンク:LoGoフォーム



[水道料金審議会
ページ](#)

料金改定の時期（実際のお支払いのタイミング）

水道メーターの検針は2カ月に1回行っており、偶数月と奇数月の検針に分かれています。

4月1日前より継続してご使用いただいている方の値上げ後の最初のご請求は、偶数月検針の地区の方が、令和8年7月支払い分から、奇数月検針の地区の方が6月支払い分から新料金となります。

4月1日以降からご使用開始される方は全て新料金となります。

偶数月検針のお客様

令和8年7月支払い分から（6月検針分から）

3月	4月	5月	6月	7月	8月
旧料金		新料金		新料金	

検針 7月お支払い分から

料金改定は4月1日施行となりますが、4月検針分に3月使用分も含まれているため、経過措置として4月検針分までは旧料金となります。

奇数月検針のお客様

令和8年6月支払い分から（5月検針分から）

3月	4月	5月	6月	7月	8月
旧	旧	新	新料金		新

※4～5月分は、1カ月分を旧料金、残り1カ月分を新料金とします。
検針 6月お支払い分から

「偶数月」検針地区のお客様との公平性を保つため、前半の4月分は旧料金とし、後半の5月分は新料金とします。なお、各使用水量については按分計算とします。

北名古屋水道企業団におきましては、引き続き事業の合理化や効率化など、一層の経営改善に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

水道料金の決め方について

令和6年度に「北名古屋水道企業団水道料金審議会」を立ち上げ、大学の准教授を含む9名の委員で、水道事業を安定して継続するための費用〔施設や管路の更新及び耐震化費用、県水の受水費、動力費（電気料金）、修繕費、減価償却費など〕の見通しを算出し、それをまかなえるよう適正な水道料金について審議を行いました。その結果、「水道料金改定が妥当である」との答申をいただき、北名古屋水道企業団議会において「給水条例の改正」が可決され、新水道料金が決定しました。

改定のポイント

- 安定した経営を行うための目標として、純利益2億円以上の確保・企業債残高40億円以内・資金残高15億円以上確保としました。
- 不確定要素を含む物価上昇見込みは収支予測に入れず、最低限必要な改定としました。
- 「配水場施設等更新計画」「管路再整備計画」を基に、設備投資額（工事費）を算出しました。
- 設備投資額が年度毎で振り幅が大きいため、算定期間を10年間とし費用を平準化し改定額を算出しました。
- 経営安定化を図るため、全体収入における基本料金の割合を27.9%から30.2%に引き上げます。
- 従量料金の全区分を同額改定することにより、逓増度を3.57から3.16に緩和します。



料金改定の必要性

地方公営企業である水道事業は、独立採算制の原則があり使用される皆様の水道料金によって事業が運営されています。当企業団においては、平成19年度に12.99%の値上げ改定以降19年間現行料金を維持してきました。

事業発足から56年が経過し、配水場を始めとする基幹施設の老朽化が進行しており、大規模な漏水事故や巨大地震への対策として、可能な限り早期の施設更新及び施設耐震化が必要と考え、令和2～4年度に策定した「配水場施設等更新計画」及び「管路再整備計画」を進めており、「北名古屋水道企業団水道事業ビジョン2024～2033」内で策定した「経営戦略」では、1年あたりの工事費が約3億円増加すると見込んでいます。また全給水量のうち、およそ90%を賄う愛知県営水道が令和6年10月から値上げを行い、エネルギー価格を始めとする物価の高騰等により、令和8年度には水道事業の健全な運営に必要な資金の確保が困難となります。また令和10年以降、北名古屋市及び豊山町の人口が減少すると予測されており、それに伴い水道料金収入も減収となる見込みです。

将来にわたり「持続」可能な事業経営を維持し、安全・安心な水を提供し続けていくためには、料金改定が必要であるとの結論に至りました。

